平成２４年（フ）第３０８号
熊本県合志市須屋504番地７　107号、開始決定時の住所熊本市西区河内町岳1878番地17
破産者　金光　　勉
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３４９号
宮崎市淀川１丁目３番22号
破産者　末石　和孝
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２号
宮崎県西都市大字三宅4174番地３
破産者　尾崎公一郎
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２３号
宮城県大崎市鹿島台広長字石川原四番甲６番地７、開始決定時の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字巳待田449番地１
破産者　武蔵　一昌
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
千葉県匝瑳市野手17146番地1204、開始決定時の住所千葉県山武市松尾町大堤93番地４
破産者　大木　洋子
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６６号
広島市西区古江西町３番17号
破産者　藤田　圓治
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６９号
広島県廿日市市峰高２丁目10番２号
破産者　益井　優子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５号
福岡市南区高宮３丁目10番９―504号
破産者　柏原佳代子（旧姓砥綿）
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４５号
福岡市中央区鳥飼１丁目４番48―207号
破産者　諸熊　宏明
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５０２号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番27―1103号
破産者　久保田　博
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０号
神奈川県小田原市矢作329番地の５
破産者　早野　秀雄
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７４号
神奈川県小田原市東町５丁目３番41―２号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市東町５丁目９番40―101号
破産者　瀬在　文子
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０号
新潟県上越市三和区日和町64番地、申立時の住所新潟県上越市中門前２丁目１番３号
破産者　髙橋　史朗
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第６４号
愛知県岡崎市法性寺町字猿待41番地　フレマリールのぞみＡ―203、開始決定時の住所愛知県岡崎市三崎町９番地１　フレストアルファ岡崎205
破産者　柴田　晃子
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
滋賀県彦根市芹橋２丁目７番26号、手続開始時の住所滋賀県彦根市高宮町1293―４、住民票上の前住所滋賀県彦根市西今町1078番地11
破産者　村田　一眞
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２５号
愛媛県西条市樋之口241番地３　ベルメゾン松本Ｂ102号、前住所愛媛県西条市港333番地
破産者　塩崎　君衣
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３０６号
熊本市中央区大江１丁目10番39号　ユキヤビル308
破産者　市原紀世子
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係